

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会開催要綱

令和5年6月16日
出入国在留管理庁長官決定

1 名称

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会

2 目的

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について（検討結果報告書）」に基づき、外国人支援コーディネーターの養成に関し、養成研修の実施・運営に係る事項、研修修了者の配置促進等及び専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討することを目的とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 検討会の議長は、出入国在留管理庁在留管理支援部長とする。
- (3) 検討会の構成員の有識者の任期については、出入国在留管理庁長官が別途定める。
- (4) 議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の公開等

- (1) 検討会は原則として非公開とする。ただし、議長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- (2) 議長は、構成員又はオブザーバーの求めがあった場合は、関係行政機関の職員その他関係者の傍聴を認めることができる。
- (3) 議長は、検討会の終了後、速やかに当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、議長が公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

5 その他

- (1) 検討会の庶務は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室において処理する。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会
構成員名簿

【構 成 員】

(出入国在留管理庁)

議長 在留管理支援部長
在留管理支援部在留支援課長
参事官
政策課外国人施策推進室長

(有 識 者)

青 山 亨	東京外国語大学理事
アンジェロ イシ	武蔵大学社会学部教授
石 河 久美子	日本福祉大学名誉教授
窪 田 浩 治	北九州市企画調整局国際部長
小 山 健 太	東京経済大学コミュニケーション学部准教授 東京経済大学グローバルD E I 研究所所長
田 村 太 郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
結 城 恵	群馬大学大学教育・学生支援機構教授 (兼担) 情報学部・社会情報学研究科教授 群馬大学キャリアサポート室長

【オブザーバー】

総務省自治行政局国際室長
文部科学省大臣官房国際課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長
厚生労働省人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)付キャリア形成支援室長

(敬称略)

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会運営細則

1 議長の代理

議長が検討会に出席できない場合は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長がその職務を代理する。

2 構成員の欠席

- (1) 構成員（国の行政機関及び地方公共団体の職員たる構成員を除く。）が検討会を欠席する場合は、代理する者を検討会に出席させることはできない。
- (2) 国の行政機関の職員たる構成員若しくはオブザーバー又は地方公共団体の職員たる構成員が欠席する場合は、議長の了解を得て、代理する者を検討会に出席させることができる。